

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 平成28年10月3日(月)  
15時00分開会 16時27分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 鈴木孝寿・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・木村好孝  
原 紀夫・口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和  
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項について  
町長：高薄 渡、副町長：金田正樹、総務課長：小笠原清隆  
・清水町人口ビジョン・総合戦略における平成27年度実施事業評価について  
企画課長：松浦正明、同課長補佐：田本尚彦、同政策企画係長：寺岡治彦  
・被災者への対応について  
税務課長：菅野隆、町民生活課長：中村富志男、保健福祉課長：細野博昭、  
商工観光課長：高金信昭
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について  
・清水町人口ビジョン・総合戦略における平成27年度実施事業評価について  
・被災者への対応について  
  
(2) 意見書案の協議について  
・平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書(案)  
  
(3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

## 全員協議会 【開会 15 : 00 閉会 16 : 27】平成28年10月3日

---

加来議長：皆さん、大変ご苦労様です。ただいまから全員協議会を開催する。皆さんのご協力により、決算審議がスムーズに終わった。全員協議会で使う資料が3時くらいまでにできるということで、皆さんをお待たせして申し訳ございませんでした。  
議件に入る。

加来議長：町長からあいさつをいただく。

高薄町長：時間をいただき、全員協議会を開催させていただいたことを、この場をもってお礼申し上げる。先般から台風10号によりご心配をいただいているが、本部としてもそれぞれ協議を重ね、現在考えていることを皆さんにお示しし、本部決定をしていきたい。被災者の皆さんにご苦労をかけているので、少しでもお役に立てばという思いで協議をさせていただく。

加えて、平成27年の人口ビジョン・総合戦略の平成27年の実施事業評価ということなので、できるものとできないものがあり、先延ばしにしたこともある。そういったことで、今日の協議会になるが、よろしく願います。

### (1) 町長からの申し出事項について

- ・清水町人口ビジョン・総合戦略における平成27年度実施事業評価について

加来議長：担当課より説明をお願いします。

松浦課長：清水町人口ビジョン・総合戦略については、昨年12月27日に策定し、本年2月19日の全員協議会において経過等を説明した。清水町総合戦略については、計画期間が平成27年度から平成31年度の5か年間となっており、昨年12月下旬に策定したところだが、平成27年度の実施事業を評価し、清水町総合戦略を推進することとなっている。

なお、今回、清水町人口ビジョン・総合戦略の平成27年度実施事業評価とその内容について、6月23日に開催した清水町総合計画審議会の会議結果概略を配付しているので、詳細については寺岡係長より説明する。

寺岡係長：資料に入る前に、今日までの経過について簡単に説明する。

先ほど課長も触れていたが、清水町人口ビジョン・総合戦略については、昨年度、清水町の人口減少問題への対策として皆さんからの様々な意見を踏まえ、平成27年12月に策定した。この計画は、毎年度実施事業の評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しをすることとしている。まず、平成27年度の事業評価については、それぞれの担当部署にて行った。それに対し、5月19日、清水町人口減少対策本部会議を開催。担当課で示された評価に対し、意見交換や討議を行い、本部会議で出された意見を再度担当課で修正作業を行った。6月23日に清水町総合計画審議会において、各委員及びアドバイザーより貴重な意見を賜った。今回の平成27年度評価については、清水町総合戦略の策定自体が平成27年12月ということもあり、なかなか難しい部分もあったが、今年度以降の取り組みや目標の達成に向けては大事なものになってくる。

本日は、更なる意見を賜り、今後の推進につなげられればと考えている。

(資料1・2について説明)

加来議長：ただいま、清水町人口ビジョン・総合戦略の事業評価などについて担当課より説明を受けた。質問・意見があれば受ける。

桜井議員：資料2の中で、推進を図るためにはコーディネーターが大切ということで、平成28年度に担い手コーディネーターを選任するということが、人選はあったのか。

高薄町長：平成27年度は不在だったが、平成28年度は公募や関係機関をお願いをした結果、農業改良普及員を退任した方に1年間お願いしている。また、辞めることがあれば早めに言ってもらい、新たな方を求めている。

鈴木議員：資料2の出された意見の中で、子育て世帯の支援についてはとても評価している。資料1の9頁以降の評価については重要業績評価指標に対する実績の評価として理解していいか。

寺岡係長：重要業績評価指標は平成31年までの目標となっているが、それに対して達成又は達成できるであろうという部分でAという判定をいただいている。

鈴木議員：その上でもう一度聞くが、現実的に利用者の声は必要ないのか。今後、より事業を実施するために利用者評価はされているのか。

寺岡係長：平成 27 年度評価については、あくまでも担当課の評価。担当課の方では利用者の声は聞いていると思うが、改めてアンケート調査等は実施していない。

鈴木議員：本来であれば決算前にやって、その上で決算委員会を迎えるべきではないか。資料 1 の 13 頁、子ども発達支援事業の中において、待機者が出ているということが大きな問題になってくるのかなと思うので、事前に配付してもらえればよりよかった。今後はもう少し早く配付してもらえれば、よりよい議論ができる。

松浦課長：今後は総合計画審議会が終わりしだい配付する。

加来議長：全員協議会に申し入れがあったが、災害等があつて今日になったという経緯はある。

中島議員：6 月 23 日に資料はできていたが、災害が起きるまで待っていたのか。議論を深めるという部分では、全員協議会でやることもひとつの方法としてはある。実際に定例町議会はある程度日程が決まっている。議論をする場があるので、それに間に合うような日程を考えながら提出してもいいのではないか。

金田副町長：今後、定例会がある、なしにかかわらず情報的、結果的なものについては、なるべく早いうちに提出する方針で進める。

原議員：総合計画審議会の審議結果の概略が資料として示されており、傍聴者 4 名と書いてあるが、その中の 1 名として私も会議を聞いた。以前、議会でも内部評価だけではだめだと問題提起をしているが、これから長く評価・判定を続けていくということであれば、聞く耳を持った形で評価してほしい。今後については適宜見直しをすると前向きに考えていると思うが、町民の思いを十分考えて取り組んでほしい。

松浦課長：総合計画審議会の意見や議員の皆さんの意見を聞いて、今後の政策に役立てていきたい。

加来議長：この件については終了する。

【休憩 15：26】

(説明員入れ替え)

【再開 15：27】

・被災者への対応について

加来議長：災害のその後の状況について、副町長から説明をお願いします。

金田副町長：9 月 16 日の全員協議会で 14 日までの台風 10 号の被害状況について説明をしたが、その後の状況について簡単に説明する。

被災者の支援策として、被災見舞金、又は町税等の減免措置、その他の支援策について案をまとめた。ご意見をいただき、10 月 6 日に再開の議会に補正予算とともに条例の一部改正等の提案を予定しているので、よろしくをお願いします。

先に、その後の災害状況についてを私から説明し、支援策については担当課長が説明する。

台風 10 号被害の状況及び対応について、9 月 30 日まとめの資料を配付した。下にアンダーラインを引いてある部分が前回から増えた部分。災害対策本部の状況については、前回の全員協議会の後に本部正副部長会議を開催し、被災者へどのような支援ができるか話し合いをした。9 月 30 日に本部正副部長会議を開催し、支援対策について案をまとめて、今日検討していただくことになっている。

2 頁、総務対策部で建物被害に全部線を引いてあるが、前回報告できなかった部分を追加をした。それぞれ建物被害の全壊、半壊等を含めてこのような件数となっている。

人的被害の行方不明者 2 名については、9 月 30 日をもって捜索を中断している。中断というのは、今後、何かの情報があつた場合には捜索を行うということ。

指示、避難勧告等は前回と変わっていない。被災証明書の交付は、主に家屋以外の車や財産等の動産が主になっているが、9 月 30 日現在で 37 件の申請があつた。

3 頁、鉄道への影響は、10 月 1 日より 1 日 1 往復だが新得、トマム間の十勝清水駅を経由する代行バスが追加された。

電気の状況は、9 月 30 日現在でメイプルゴルフ場、日勝峠、旭山の別荘群の一部に電気が通じていない。ジェネティクス、円山牧場については完全復旧している。

民生対策部では、9 月 21 日朝をもって残っていた 2 名が自宅に戻った。

保育所・幼稚園の状況は前回と同じ。

公衆浴場の対応については、9 月 20 日まで無料開放をしている。

4頁、お風呂に対する近隣町の支援については、屈足レイクインに無料で送迎バスを運行し、9月16日まで対応した。大人で4,094人、中学生以下で780人、合計4,874人が利用した。ごみ処理の対応については、9月10日より毎週土曜日に浸水等による災害ごみを収集している。消毒作業については、床上・床下の数字を入れている。9月8日から消毒作業を実施している。次に、産業対策部では、農業関係被害については、タンクローリーによる応急給水をしている。これは前回の資料から追記している。

作物被害と農地被害、明渠被害については、前回の資料では入れていなかったが、行政報告をした内容を記載している。

土木対策部での通行止め箇所等については、直営で補修した部分も含めた数で、町道は34か所、小さいものを入れれば79か所被害があったが、それぞれ直営で対応している。

5頁、水道被害の関係は、詳細の内容を追加している。9月15日に飲用が開始となったことから、給水車の配置を減らしている。9月15日の17時に清水市街全域で飲用開始できた。社会教育施設の対応については、施設別にまとめて記載している。文化センター、図書館については9月3日より業務を開始している。体育館パークゴルフ場の9コースについては9月30日より使用再開。ただ、農業研修会館、柔道場、少年自然の家等については、暖房設備や消防設備の修繕が必要ということで、再開は未定としている。ボイラーについても2,000万円近い経費がかかるので、今後について検討している。

6頁、税務対策部の関係は、罹災証明の交付関係で、家屋が主になる。9月30日現在で46件の申請があった。

出納対策部の関係は、寄附金、義援金は9月13日までの数字でお知らせをしたが、最終的にふるさと納税関係では6,892,239円。それぞれ役場の窓口、口座振込等で寄附金、義援金をいただいた。総体で32,144,896円になる。この金額については、後ほど見舞金、義援金等でも説明をするが、被災された皆さまに配付する予定となっている。

加来議長：被害状況の対応について新しくわかったことも含めて説明を受けた。質問はあるか。

原議員：総務対策部の建物被害の関係で、新聞報道等では全壊が6戸と報道されていた。以前に10戸じゃないと見舞金が出ないという話も聞いた。この頃は全壊が12戸と変わっているが、この中で住家6件、非住家3件、公共施設3件を合わせると12件になるが、これとは別なのか。

小笠原総務課長：全壊の内訳については、全壊確定分という形で5棟と全壊見込みで1件で計6件ある。その他に公共施設の部分が3戸、非住宅で3戸合わせて12戸と発表している。

木村議員：被災証明書の交付が9月20日より始まっている。まだ行っていない方もいる。締め切りははっきりしているのか。

小笠原総務課長：申請開始日は決めたが、締め切りは特に決めていない。事実関係を証明する部分であれば、被害程度を出すには遅くなればなるほど難しくなるが、期限は決めていない。

佐藤議員：清水町災害対策本部のメンバーはどうなっているのか。

副町長：職員全員。

#### ・見舞金の支給及び義援金の配分について

加来議長：見舞金、義援金について保健福祉課から説明をお願いします。

細野保健福祉課長：災害見舞金については、今まで清水町では火災による見舞金条例しかなかった。社会福祉協議会の規定に合わせて同額である5万円を全壊で支給していたが、今回、台風10号の被害が甚大であることから、新たに見舞金について制度化したい。見舞金の性格上、近隣町と歩調を合わせたいということで、先日、芽室町・新得町・清水町の3町の担当者が集まって協議をした。見舞金については、2人以上の世帯で全壊の場合は15万円、単身の場合は10万円、半壊・床上浸水については7万5千円、単身の場合は5万円、床下浸水については4万5千円、単身の場合は3万円ということで、考えている。

現在、罹災証明の受付・発行が進行中ではあるが、見舞金については罹災証明の場合、その基準が建物の評価額による損害割合、あるいは建築基準法の尺度により証明の度合いが出てくる。そういった場合、建物の基礎がむき出しになったとしても被害としては小規模と判定される。この基準全てを見舞金に適用させるのは、町民の心情的に現実的ではないということで、罹災証明を参考にしつつ、その罹災証明の発行の有無を問わず支給区分については保健福祉課で判断し、支給を進めていく。対象は町民に限定し、世帯の区分については住民票によることとする。住民票のない別荘等については該当しない。

なお、見舞金については、政策上申請によるものではなく、町が被災者宅へ訪問し、手渡しをしたいと考えている。

次に義援金について説明する。義援金の配分については別紙要綱のとおり配分委員会で審議をし、決定していきたい。町に対する寄附金と被災者に対する義援金の2種類で受け付けているが、厳密にいうと、その用途は違うがどこまでを義援金扱いにするかは、対策本部で協議をした。被災者への配分の額については、被災者再建支援法が適用された場合を基準として考えていきたい。基準額としては、全壊は300万円、大規模半壊については150万円という基準がある。

義援金については、見舞金よりも規模が大きくなるので、寄附者の意向をより正確に反映させたいということから、申請していただくという形を取りたい。床下等に対する義援金については、額は決めたいと思うが、それを下回るような修繕額であれば、その修繕額で配分をしたい。

なお、9月末現在の義援金の額をもって配分委員会に相談する予定だが、今後の義援金の集まり程度によっては2次配分もある。今後のスケジュールは記載のとおり。

加来議長：見舞金の支給及び義援金の配分について質問・意見はあるか。

(なしの声あり)

加来議長：10月6日の最終日に補正予算案が提出されるので、審議をお願いします。

#### ・町税等の減免について

加来議長：町税等の減免関係について担当課より説明をお願いします。

菅野税務課長：町税の減免に関する要綱案に基づいて説明する。

この要綱については、過去に国の方から示されている災害被害者に対する地方税の減免措置等についての通知に基づいてつくっている。減免の対象とする町税については、個人町民税、固定資産税、国民健康保険税の3税としている。

対象とする減免の期間等については、台風10号が発生した8月30日以降に納期が到来する町税を対象とする。なお、平成28年度の町税に限った減免。

内容は、第2条の個人の町民税と第4条の国民健康保険税については、内容がほぼ同じなので2税合わせて説明する。人的被害に関する減免は、第2条第1項に表があるように、死亡又は行方不明等については免除。

第2条第2項、建物等に被害があった場合の減免は、平成27年中の合計所得が1,000万円以下という所得制限を設けている。なお、国民健康保険税については、国民健康保険に加入している世帯の加入者の合計所得が1,000万円以下という判定になる。この部分が個人町民税と国民健康保険税の違いになるが、いずれにしても所得制限を設けた中で減免を行う。表には、合計所得金額の区分・損害の程度に基づいた減免の割合となっている。損害の程度では、床上浸水以上の被害を対象とした減免内容となっている。

第2条第3項は農業者を対象としている。本来得られるはずだった農作物等の収入が災害により減収となったという場合を想定した減免。これについても1,000万円以下の所得制限がある。減収になった損失額に共済等からの補てんがあった場合については、その部分を控除し、総体的に出た数字が3割以上減収となった場合について減免を行う。所得の区分、それによる減免割合については表のとおり。

第3条、固定資産税については、第1項の被害を受けた土地の面積により表の右の割合を減免する。

第3条第2項については、建物、家屋に受けた損害の程度により、床上浸水以上を表の割合で減免する。

第3条第3項については、償却資産の価値が減じた割合により、表の割合を減免する。固定資産税については、所得制限は用いていない。

減免の申請の受付日を来年3月31日までとする。

第8条、すでに8月31日以降納期を迎えている部分の町税をすでに納めている方も相当数いるので、減免が決定した場合、8月31日以降の対象となった町税については還付する。

中村町民生活課長：後期高齢者医療保険に係る災害減免について説明する。広域条例に基づき、1番目の基本的な考え方として、被保険者又はそれに属する世帯主が財産等において著しい損害を受けた場合、補てん等を受けても、なおかつ保険料を納付することが困難と認められる場合について減免する。

居住に係る物件を対象とし、発生日以後1年間について月割保険料を減免する。

減免の基準については、合計所得1,000万円以下を対象とし、被保険者、世帯主、それに属する世帯員による被保険者の合計所得を1,000万円以下とする。

損害の程度の判定については、全壊については5/10以上、半壊については2/10以上5/10未満、床上浸水については2/10以上5/10未満、一部破損・床下浸水については軽度ということで減免の対象外としている。これについては、罹災証明をもって判定するので、割合については減免基準の割合に応じて減免をする。

減免期間については、先ほどの基本的な考えで述べたように、1年間の保険料に減免割合を乗じて出た額を減免する。なお、すでに納められたものについては還付を実施する。

申請受付期間は、発生から1年間で、1年を経過したものについては対象としない。

添付書類は、罹災証明又は住宅、家財の被害明細書の写しとなっているが、基本的には罹災証明で対応したい。

翌年度の減免については、翌年度賦課額に基づいて減免をしていく。

加来議長：介護保険料の減免についての説明をお願いします。

細野保健福祉課長：介護保険料減免取扱要綱を配付している。減免割合、所得基準等については他の税額と同じ表、同じ率で適用を考えている。申請については、来年3月31日まで申請を受け付け、今年の8月分から適用する。申請手続きについては、他の税目と同じ。

加来議長：町税、国民健康保険税、介護保険税等の説明について質問があれば受ける。

高橋議員：町税の減免に関する要綱第4条に、国民健康保険税納税の減免に関して、損失額は農作物の減収価格から農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額とある。農災法は任意共済の部分もあるが、加入者と非加入者の平等性はどうか網羅しているのか。

菅野税務課長：農業所得者の判定の関係だが、共済金等についてはJAや共済等の協力をいただいて、共済金等を控除した中でどれほど減収になったかを試算していく。具体的に共済の内容等について把握していない部分があるので、それを詰めて正確な数値をつかめるように今後進めていく。

#### ・商工業者への支援について

加来議長：説明をお願いします。

高金商工観光課長：配付した「台風10号の被災に係る清水町商工業者への支援要綱案」の説明をする。

被害がかなり甚大である台風10号による被災をもって、損害を受けた町内商工業者に対し、安定した事業運営を継続してもらうため清水町中小企業近代化資金融資条例に規定がある運転資金、設備資金の運用を図りながら支援策をつくっていく。

今回、同条例にある運転資金、設備資金両方に係る利息及び保証料を町が全額負担する考え方。手続きについては通常の手続きを踏襲して行う。台風10号の被災の関係であるので、申請者については罹災、被災証明のどちらかを添付していただき、審査機関である商工会並びに金融機関の査定・貸付額の決定を受け、申請後町がそれを認定して貸し付けするもの。運転資金については30件の見込みを立てている。1件あたり300万円で9,000万円の貸付総額。運転資金については、3件を見込み、1件あたり1,500万円で4,500万円。計1億3,500万円の資金貸付を想定している。

申請期間については、今年12月30日まで。この理由については、早急に対応するという関係もあり、時間が経てば経つほど事業者が大変になるということから、早めに出していただくことを想定してこの期日を想定した。

支援策の根拠については、目的でも述べたとおり、中小企業近代化資金融資条例第6条第1項第4号による運転資金の運用、設備資金については第6条第2項の各号を災害適用として、今定例会の最終日に条例の一部改正を提案させていただくとともに、それに関わる補正予算も提案させていただく。

加来議長：今の説明に質問・意見があれば受ける。

鈴木議員：参考までに聞くが、1件あたり300万円の30件を想定していると思うが、商工業者で罹災又は被災証明を取った方が30件もいるのか。

高金商工観光課長：現在のところはいないが、この事業の議決後、広報等で周知し、商工会とともに掘り起し、更には商工会に加入していないところについてもこちらで被災状況を調べたものがあるので、広報した中で運用を図っていきたい。

鈴木議員：現実的に見て、罹災、被災をしている商工業者はあまりない。ほとんど使う人がいない状況であれば何のためにやるのかと感じる。運用に際しては、もっと実態に基づいてやらないと単なる紙

でしかないと感じるので検討していただきたい。

高金商工観光課長：今の意見を参考にし検討する。

小笠原総務課長：先ほど、木村議員の質問に対し、罹災証明の期日を町としては設けていないと回答したが、災害対策基本法の中で若干の制限はあるかもしれない。しかし、それはそれほど短い期間ではないと記憶している。以上、補足説明とさせていただきます。

木村議員：説明する時に、少なくとも今年度中とは含ませてよいか。

小笠原総務課長：おそらく6か月くらいかと思うが、法律を見てみないと確かなことは言えない。

金田副町長：担当課長に代わって私から説明させていただく。小中学生への就学援助の関係で、就学奨励費は規定の中に減免の項目が元々あるが、今回で減免が決定されたものについては該当をしていく予定。9月1日以降で7か月を月割りにして、小学生だと約3万5千円を支給していく予定でいる。

今回、被災者への対応について説明させていただいた。一部検討しなければならない点もあるが、この状況で10月6日に条例の一部改正又は補正予算を提出させていただく。議決をいただいた場合はその結果をもって10月8日に、町内会長会議（御影・清水）で、今までの対応の状況、支援の状況について説明する予定でいる。

対策本部を設置しているが、いずれ災害復旧・復興推進本部へ変更していく。その中で今回、支援策は提出させてもらったが、色々な被害が出てくると思うので、その時点で条例改正等が必要な場合があれば補正予算も含めて臨時会を招集していただくこともあると思う。順次行うので、あらかじめご了承をお願いします。

#### ・その他について

加来議長：町長からその他として話があるのでお願いします。

高薄町長：それぞれ説明をしたが、至らぬ点が多々あったのではとお詫びをする。

先ほど副町長から申し上げたように、内容的には不十分さが残るという懸念もしているが、私としては最大限、この部分についての対応策を行っていく考えでいる。様々な意見を頂戴した中で議決が必要なものについてはお願いしていくという形で進めさせていただきたい。

なお、現在、職員の派遣については多くの方々から話をいただいている。技術職を中心に北海道庁、開発建設部並びに道庁から十勝振興局を通じた派遣が1名、道庁を通じて札幌市から2名応援体制として入ってきている。いずれも少ない状況で、各地から要望があり難しい点もあるが、できるだけ全力を挙げて要望を行い、確保するための努力をしていきたい。

なお、行方不明者について9月30日をもって中断をさせていただいたが、10月8日に町内会長会議の際に、各町内会からボランティアを募り10月中に最後の捜索ができればと話をしたいと考えている。意見があれば頂戴したい。

その後、副町長が申したように、仮称ではあるが災害復旧・復興推進本部を立ち上げて、今度は復旧・復興に向けて全力を傾けていく。

加来議長：今後、行方不明の捜索についてはボランティアで捜索をしたいということについて、意見はあるか。

西山議員：ボランティアで町民を募って捜索することもいいかもしれないが、かなり危険を伴う場所がたくさんあるので、考えた方がいい。

高薄町長：危険なところはできない。川のところの見回りのなものになる。家族のためにもその方が望ましいのではと思った。無理となれば考えを新たにしなければならない。

原議員：私もペケレベツ川を行けるところまで行って見たが、高齢者などはつまづいて転んで怪我をしたりする恐れがあるので、その辺は判断した方がいい。

北村議員：町民のボランティアを募集してやることは賛成だが、樹木等があって人間の手ではどうしようもないので、やれないのではないかな。参加する人は保険が必要ではないかな。

口田議員：町長の思いは十分わかる。危険は免れない事実で、素人がやるべきではない。

奥秋議員：素人が歩ける状況ではない。

加来議長：皆さんから出た意見を参考に今後町長の方で検討してほしい。

高薄町長：この件については、捜索が始まった時点でそういう意見が出ている。関係機関からも最後はこうした方が家族の方へ思いが伝わるのではという話があった。私も危険だと重々承知している。今の意見を尊重しながら検討する。

中島議員：今、町長の方から前段に救助の関係で話があり、後段に対策本部から復旧・復興推進本部にする

という話があった。聞いていると災害復旧に入ってきたからただ本部を変えるだけだと捉えた。復興のために本部という名称がふさわしいのかどうか。これについては、復興を早める、連携をしっかりとる必要がある。今度は実施部門なので、本部を実務派として考えてほしい。

町長：今の話を踏まえて考えていく。

加来議長：議件（１）の町長からの申し出を終了する。

【休憩 16：20】

（執行側退席）

【再開 16：21】

（２）意見書案の協議について

・平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書（案）

加来議長：中島議員の方から説明をお願いします。

中島議員：平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書を議会として提案をしたい。意見書はそれぞれ関係する委員会で検討してもらっているが、これについては両委員会にまたがるということがあるので、議会運営委員会で協議した。十勝圏活性化推進期成会、十勝議長会からそれぞれの立場での要望・意見書案を拝見させていただき、協議をした。それぞれ賛成を得られたので、皆さんにお諮りして清水町議会として関係機関に意見書を提出したい。

内容については、特に清水町に関係した部分を強調して意見書案作りをした。記として、3番目には本町に直接かかわる国道38号及び274号線の早期復旧ということで書いた。

また、JRについてはわが町だけではなく、ほかの町も呼びかけている。

6番目の「雨量計の設置など山間部の雨量を把握できるよう十分な措置を講じること」については、今回、災害の説明の中で市街地は200ミリ強の雨だったが、山間部ではそれ以上という表現しかなかった。そういうことで、本町においても1、2箇所山間部にぜひつくってもらい、山の雨量状況を把握できるような環境整備をしてもらう必要があるということで、加えている。

7番については、資金的な部分で、これは関連する町村が要望している。

今日、皆さんから賛同いただければ10月6日に原案に基づいて提出させてほしい。内容等については、まだ訂正する余裕はあるので、意見をいただきながら同意をお願いします。

加来議長：意見書案について意見はあるか。

高橋議員：今説明を受けた資料の9月30日までに数字を合わせた方がいいのでは。

中島議員：高橋議員の言うとおりで、事務局からも話があったが急には訂正できなかった。数字的に訂正した上で最終日に提出する。

加来議長：この意見書は10月6日の最終日に提出されるので、審議をお願いします。

（３）その他

加来議長：何かあるか。

（なしの声あり）

加来議長：これで全員協議会を終了する。議会終了後、全員協議会にご協力いただき、ありがとうございました。